

大変お世話になっております、「社会保険労務士 西川事務所」です。早いもので、事務所を構えて（正確には実家の事務所に居候して）一月半が経ちました。

この一月半と開業前の二ヶ月とで、皆さまへのご挨拶と皆さまの事業への取組みの拝見・拝聴、社会保険労務士会や関連団体の研修への参加、社会保険労務士を含めた隣接士業の諸先輩への訪問などを通してご指導とご助言を賜りました。今後とも度々お邪魔させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、私が職業としている社会保険労務士ですが、有効に利用されている事業所もありませんが、一般的にはその認知度は高くなく、皆さまのお役に立てる余地があるのが現状です。そこで、社会保険労務士をより知っていただけるように、できればご利用いただけるように、チョットした広報誌をお配りする運びとなりました。名付けて「社会保険労務誌」。毎月発行とはいかないでしょうが、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

で、創刊号では、ありきたりではありますがありますが、社会保険労務士の業務についてお伝えいたします。また、連載物として、なじみはないけれど重要な労働・社会保険の法律条文と、無料で手に入れることができるPCソフト（私は元ソフトウエアの開発者です。）を少しずつご紹介していきます。

◆ 社会保険労務士(社労士・労務士)の業務

社会保険労務士の主な業務は下記のものです。

- ▶ 労災・雇用・健康保険、国民・厚生年金など労働・社会保険の事務代理・手続代行
 - ▶ 労働者名簿、賃金台帳など労務管理関係の帳簿書類の作成・改訂
 - ▶ 労働時間や休日などの労働条件を中心とした就業規則や人事・賃金制度の考案
 - ▶ 退職金制度や企業年金の見直し
 - ▶ 創業、事業拡張・縮小、雇用に関する各種助成金・奨励金の最新情報や、各種法改正情報の提供
 - ▶ 給与計算事務の代行
 - ▶ 上記の人事・労務管理全般に関する相談
- 事業主様や従業員の方々が本業へ専念するために、これらを我々社会保険労務士がお手伝いいたします。そして、冒頭の**最重要**項目は「社会保険労務士以外の者が報酬を得て行う」ことは法律で禁じられている



ものです。隣接士業者であっても報酬を得て行うことはできません。また、我々社会保険労務士も隣接士業が法律で守られている業務は報酬を得て行うことはできません。

さて、皆様の中には、士業者を利用するには顧問契約が必要だと思われる方々が多いようです。特に行政手続についてはそのように思われがちです。仕事を毎月依頼するかどうかかわからないのに月々一定料金を支払うことには、当然ためらいが生じます。ですが、士業者は相談業務であれ手続業務であれ、それ一点きりの個別委託をも承っております。

労災保険や雇用保険の申請には国民年金と厚生年金の知識が必要な場合があります。こんなときは、労働基準監督署と職業安定所、社会保険事務所が扱う法と手続に精通している労働・社会保険の専門家の社会保険労務士をご利用されることをお奨めいたします。

なお、今回の内容は労働保険事務組合です。

今すぐ使えるフリーソフト



Context Viewer Version 1.4.1

<http://park14.wakwak.com/~schezo/cview141.lzh>

エクスプローラで写真・画像ファイルや文字ファイルをクリックすると、メニューの中にその画像や文字が表示されるようになります。ちょっと中身を確認したいけど、わざわざソフトを起動してファイルを開くまでもないという時に便利です。

社会保険労務士 西川事務所

.com Master 2004 (インターネット検定)取得
社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183
TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-8184
e-Mail nishikawa-koji@gold.ocn.ne.jp

ご存知ですか？ こんな法律

労働基準法 第39条第4項

使用者（事業主や経営陣、管理職等）は、年次有給休暇を労働者の請求する時季（労働者の時季指定権）に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の**正常な運営**を妨げる場合においては、他の時季にこれを与える（使用者の時季変更権）ことができる。

労働基準法 通達（昭30・11・30 基収第4718号）

年次有給休暇の買上げの予約をし、これに基づいて請求し得る年次有給休暇の日数を減じ、ないし請求された日数を与えないことは違法である。（法律に違反する契約や協定はすべて無効）

労働基準法 通達（昭23・3・31 基発第513号）

法定日数を超過して与えられている年次有給休暇日数部分については、買上げをしても違法とはならない。